

令和3年第2回久万高原町議会定例会

令和3年3月19日

○議事日程

令和3年3月19日午前9時32分開議

- 日程第1 議案第 3号 久万高原町再生可能エネルギー発電基金条例の制定について
- 日程第2 議案第 4号 久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第 6号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第 7号 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第 8号 久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第13号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第14号 令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第15号 令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第16号 令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第17号 令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第18号 令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第19号 令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第20号 令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第21号 令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第4号）

- 日程第15 議案第22号 令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算  
(第3号)
- 日程第16 議案第23号 令和2年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第24号 令和3年度久万高原町一般会計予算
- 日程第18 議案第25号 令和3年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計  
予算
- 日程第20 議案第27号 令和3年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予  
算
- 日程第21 議案第28号 令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 令和3年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第23 議案第30号 令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第31号 令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第32号 令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第26 議案第33号 令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第34号 令和3年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第28 議案第35号 令和3年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第29 議案第36号 令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第30 議案第37号 令和3年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第31 議案第38号 松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変  
更する連携協約の締結について
- 日程第32 議案第39号 第2次久万高原町総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第33 議案第41号 久万高原町生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第42号 久万高原町小村農産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第43号 久万高原町国民宿舎古岩屋荘の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第44号 久万高原町ふるさと旅行村・家族旅行村の指定管理者の指  
定について
- 日程第37 議案第46号 町道父二峰参川線の変更について
- 日程第38 議案第47号 町道東古味線の変更について

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第 1号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について
- 追加日程第2 報告第 2号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 追加日程第3 発議第 1号 久万高原町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 追加日程第4 発議第 2号 久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第5 議案第49号 久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第6 議案第50号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第7 議案第51号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第8 議案第52号 町道中津線の変更について
- 追加日程第9 議案第53号 動産の取得について
- 追加日程第10 議会会報特別委員会報告
- 追加日程第11 ICTでまちづくり特別委員会報告

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	高橋末廣	2番	岡部史夫
3番	天野辰晴	4番	田村昭子
5番	川崎勝弘	6番	熊代祐己
7番	玉井春鬼	8番	瀧野志
9番	大原貴明	10番	中野克仁
11番	森博	12番	中川武志
13番	日野明勅		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	河野忠康	副 町 長	佐藤理昭
教 育 長	小野敏信	総 務 課 長	木下勝也
総務課総合戦略監兼 情報政策推進室長	田村裕子	保 健 福 祉 課 長	西森建次
建 設 課 長	猪上浩明	環 境 整 備 課 長	釣井好春
林 業 戦 略 課 長	菅 隆 則	住 民 課 長	西村哲也
ふるさと創生課長	松本利広	農 業 戦 略 課 長 心 得	高木 勉
農業委員会事務局長心得	近澤雅彦	会 計 管 理 者	中川茂俊
病院事業等統括事務長	渡部定明	教 育 委 員 会 事 務 局 長	辻本元一
消 防 本 部 消 防 長	高野 貢		
代 表 監 査 委 員	菅 洋 志		

○議会事務局

事 務 局 長 篠崎慶太

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時32分)

議長 3月10日の本会議で、瀧野 志議員、高橋末廣議員から質疑のあった2件について、ふるさと創生課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長 さきの本会議で瀧野議員からいただきました質疑について、回答させていただきます。

瀧野議員からは、町観光協会の法人化の趣旨と、今後の活動及びそれに伴う町からの支援についての内容であったかと思えます。

町では交流人口や関係人口の増加、そして定住人口の増加を実現するため、各種の振興施策を推進してまいりましたが、最も重要な視点は、観光消費額の増加によって、そこに関わる町民、事業者の皆様幅広く潤いがもたらされ、観光事業が町の産業の一つの柱として、持続的に展開されることにある。

従前の観光協会は、主に情報発信や販売促進に関する事業に取り組んでおりましたが、観光客のニーズを的確に捉え、会員の収益に結びつける事業をより強力で推進していくための体制強化を目的に、令和2年2月に一般社団法人化したところでございます。

しかし、この移行作業の中で、法人化することによってもたらされる会員や部会活動へのメリット、デメリット、運営の見通しなどについて、説明が十分なかったこと。部会や会員からの御意見、御要望を幅広く集約することが十分でなかった点について、大きな反省があります。

また、以前の観光協会は、町が事務局を担い、3つの部会を核として活動してまいりましたが、ふるさと旅行村のオープンをきっかけとして、芽生えた観

光農園や宿泊、農産物や特産品の販売、ラグビー場の会場などによって拡大したスポーツ合宿の振興といった本町の地域活性化を生かした事業を、長く積み上げてきた背景がございます。

一般社団法人によって、新たな事業に取り組む中で、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、従来どおりの部会活動や設立段階からの支援体制の構築が、おろそかになっていたことも否めません。

現在、この反省を踏まえ、事業運営上の課題や解消、よりよい事業推進体制の確立に向け、協会、部会、担当課が一体となって議論を進めております。

その中には、これまでの経緯や業務の性質から、引き続き町が行うべき項目を含まれており、理事会の場において、しっかり整理、議論、お互いの役割を明確にした上で、令和3年度の定時社員総会までに適切な運営がなされるよう、指導してまいりたいと考えております。

以上の経過を踏まえ、令和3年度において、町は観光協会に対し、補助金や委託料に係る予算を計上いたしました。

まず、観光協会の人的体制などの運営を安定的なものにしつつ、デジタルマーケティングなどの新たな事業、部会活動の活性化に取り組んでいくための支援として、補助金500万円を計上しております。

次に、新たな特産品開発、観光体験プログラム、開発や磨き上げを行う、意欲ある会員への支援を目的とした地方創生推進交付金事業を活用した、補助金800万円を計上しております。

担当課としても、理事会等の場で適宜指導、助言も行いながら、事業効果がさらに高まるよう、積極的に運営に支援してまいります。

また、事業実施後は、実施内容やその効果についても、しっかりと検証を行い、今後の展開につなげてまいります。

令和3年度の観光協会の予算については以上でございますが、全国的に観光協会や物産協会を法人化していく流れの中、多くの協会が資金確保の面で苦労しております。

本町の観光協会も、次年度は地方創生交付金と町からの補助金を大きな財源として事業を行う予定ですが、国庫補助事業であれば、事業実施期間に終わりがあり、またその人に一定の制限に係ることから、補助事業に大きな依存をす

る体質からは脱却していく必要があります。

県内他市町では、会員が行おうとする事業を手厚く支援とするため、非常に大きな財政支援を行っている例もあります。

本町においても、例を参考にしながら、観光事業者のニーズを幅広く、柔軟に支援していくことができる協会の予算の在り方、それに対する町の支援の方法について、早急に議論を進めてまいります。

人口減少や高齢化、過疎化の進展によって、本町の産業衰退や活力低下が進む中、財団法人化された観光協会に課せられた使命、そしてその発展の方向について考えてみますと、単に入込客数と消費額の増大のみを追い求めるだけでは、その解決にはなりません。

会員、協会、町民有志、そして町や議会が、広く横のつながりを持って連携することにより、より大きな力が生まれます。そのつなぎ役を果たすのが、観光協会であろうと思います。

また、本町が抱える町有観光施設、指定管理施設の運営が直面している人、物、金の不足といった課題に対し、将来的に、それを一体的に管理する一つの運営母体に推進していくことも、協会に課せられた一つの使命かもしれません。

観光協会も自立と発展に向けた歩みを進めていかなければなりません。先に述べた役割を果たし、振興していくことで、町民の皆様からの期待に応え、資金的にも自立に向かっていけるのではないかと考えます。

最後になりますが、観光協会が取り組む事業により、少しでも多くの観光客が本町を訪れ、そこで生まれる観光消費によって、会員の皆様に笑顔と潤いがもたらせるように、会員、協会、町の三者がしっかりとスクラムを組み、ともに汗をかいて、引き続き観光業界を盛り上げていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 瀧野議員、よろしいですか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 やっと全体的な答弁ができたのかなというふうに思います。

しっかり考えてもらわなくてはいけないのは、主役は町民である。何十年も先人が培ってきたこの3つの部会、これをないがしろにして観光協会があるはずがないと、私は思っています。

今の答弁をお聞きしておりますと、いろんなことに、いろいろと気遣いをいただいておりますというのは、十分分かりました。

コロナの後、今もですが、業者が大変苦勞しております。町も、当初予算の補正を組んでいただき、早急な対応をされておられるというのは、十分、私は理解しております。今後も町民目線で、いろいろなことについては取り組んでいただきたい。そのことについて、担当課長、しっかりやりますか。

議長 (松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長 取り組んでいかさせていただきます。

議長 よろしいでしょうか。

2件目、松本課長。

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長 高橋議員からいただきました質疑について、答弁させていただきます。

質疑の内容は、姫鶴荘の宿泊者数の確認だったと思います。

令和2年度の宿泊者数は、姫鶴荘353名、前年比43.3%、姫鶴平コテージ498名、前年比42.8%、キャンプ場4,886張、前年比173.8%です。

なお、営業は、例年8か月間ですが、本年度はコロナ禍のため、4か月間の営業でした。

以上で終わります。

議長 高橋議員、よろしいでしょうか。



(高橋末廣議員を指名)

高橋議員 コロナウイルスの影響でとはいえ、宿泊が減っておるのは、ちょっと残念なような気がいたします。

それに比べて、キャンプ場のほうは増えておるようでございますが、経営からいうと、宿泊部門を十分に活用していただくことが経営の改善にもなるのかなというふうに思います。

私も、10数年前に、家族を連れて10数人で宿泊したことがあります、非常に印象としてはよかったように思いますので、大いに活用していただいたらということで、質問をさせていただきました。

そのように御指導をいただけたらと思います。答弁は要りません。

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1、議案第3号から日程第5、議案第8号までの条例の制定に関する5件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第8号までの5件を、一括議題とすることに決定をいたしました。

議長 本案について、最初に産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託をされました議案第3号、議案第7号につきまして、3月12日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報告いたします。

議案第3号「久万高原町再生可能エネルギー発電基金条例の制定について」ですが、久万高原町農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画による本町の再生可能エネルギー発電施設整備地域の農林業の発展に資する取組等を支援する財源を確保するため、再生可能エネルギー発電基金条例を制定し、今後の財政事情に対応するものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第7号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、過疎、高齢化に伴う受益者等の負担軽減を図ることを目的として、分担金率を変更するため、久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例、平成16年条例第55号の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、町道については、補助事業、単独事業ともに負担率をゼロに、土地改良事業の農業用施設については、補助事業の負担率を2%、単独事業の負担率を8%、それぞれ上限から引き下げ、また災害復旧事業の農業施設については、単独事業の負担率を上限から3%引き下げるものであります。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引き取りください。

議長 続いて、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された、議案第4号、議案第6号、議案第8号につきまして、3月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第4号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」、将来にわたるまちづくりを考え、現状の行政組織の再編整理を行って、効果的、効率的に行政の推進を図っていく。

今回の改正では、保健福祉課の事務分掌に子育て支援を加え、関連の業務を一元化して、窓口サービスの向上に努める。

また、人口減少が進む現状の中で、経済活動の活性化に積極的にチャレンジし、整備された光回線を十分に活用して、デジタル戦略を行うため、まちづくり営業課を新たに設置するとの説明が、担当課からありました。

審査では、大きな予算や、職員を抱えている課があるが、多様化する時代に対応していくために、そろそろ大々的な機構改革をすべきときと思うが、近い将来の実施を考えているかとの質疑に、新しき時代に向かって変わっていかなければならない。今回のまちづくり営業課を手始めとして、様々な場面で、少し今までとは違った心構えを持たなければいけない、との答弁がありました。

また、医療、福祉、教育についても、町民の利益につながることを考えるべきであり、機構改革をすることで、それに対応する必要があるのではないかとの質疑に、同じような気概を持っているので、その気概を持って取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、新設される子育て支援室について、教育委員会はどの程度、関わるようになるのかとの質疑に、今回は教育委員会の指導ではないが、将来の子供センターに向けての第一歩というふうに確認している、との答弁がありました。

また、子育て支援室の設置について、教育長は、子育てに関することをワンストップで対応できる子供センター設置への足がかりとの認識だが、町長の考えはどうかとの質疑に、安心して産める、育てる、教育できる環境は大切であり、子育てには様々な不安があると思うので、ワンストップで、ワンフロアでというところを考えているとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」。

県の定める市町村標準保険料率を参考として、本町における保険税率等を見直す必要があるため、所得割、均等割、平等割及び資産割について改正するものであるとの説明が、担当課からありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号「久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」

中津教員住宅の1号、2号、畑野川住宅の6号を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産処分の制限期間を経過したため、条例から削除するものであり、削除後は、中津教員住宅の1号、2号については、町有施設として総務課で管理。畑野川住宅6号については、管理住宅として建設課で管理し、施設の有効活用を図るとの説明が、担当課からありました。

審査では、地域で子育て世代の方などが利用したいときには、低料金で利用できるようなことを考えているのか、との質疑に、中津については、既に地域の方で利用をしている状況であり、畑野川についても、以前、建設課に移管したものに合わせて管理するとの答弁が、担当課からありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

議案第3号「久万高原町再生可能エネルギー発電基金条例の制定について」、  
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「久万高原町再生可能エネルギー発電基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第4号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第4号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の  
制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 続いて、議案第6号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論をされる方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第7号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第8号「久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。



議長 日程第6、議案第13号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名）

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第13号につきまして、3月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第13号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」

一般会計の補正予算は、歳入歳出補正総額3億3,007万3,000円の減額補正で、累計111億2,912万8,000円となり、前年同期と比較して、11.4%の増加となっています。

歳入の主なものは、国庫支出金では、特別定額給付金給付事業費国庫補助金、1,085万円の減額。社会資本整備総合交付金事業費国庫補助金、公共建築物1,015万2,000円の減額。社会資本整備総合交付金事業費国庫補助金、公営住宅、938万2,000円の減額など、3,173万6,000円の減額。

県支出金では、森林整備担い手確保育成体制事業費補助金、1,353万8,000円の減額。

災害情報伝達設備強化支援事業県補助金、3,109万3,000円の計上など、168万1,000円の増額。

繰入金では、財政調整基金繰入金2億573万1,000円の減額。防災減債基金繰入金2,643万2,000円の減額。

農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、450万円の減額など、2億3,878万3,000円の減額。

町債では、合併特例債、2,040万円の減額。過疎対策事業債、1,090万円の増額。

緊急防災減災事業債、5,100万円の減額。減収補てん債、560万円の計上など、5,490万円の減額となっています。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、旧面河支所解体工事設計委託料、246万3,000円の減額。美川支所空部屋テレワーク施設改修工事、175万1,000円の減額。愛媛県からの派遣職員給与負担金、700万円の計上。テレワーク誘致支援事業補助金、321万1,000円の減額。財政調整基金積立金、109万9,000円の増額。

民生費では、高齢者移動支援事業の報奨金、印刷製本費、656万円の減額。老人ホーム老人保護措置費、1,169万1,000円の減額。久万こども園への教育・保育給付施設型給付費負担金、228万円の増額。介護保険事業特別会計繰出金、427万4,000円の減額。老人保健施設事業会計繰出金、131万8,000円の増額。

衛生費では、乳幼児・児童予防接種業務委託料、240万円の減額。成人風疹抗体検査予防接種業務委託料、122万円の増額。住民健診業務委託料、300万円の減額。国民健康保険診療所事業特別会計繰出金、160万7,000円の減額。病院事業会計繰出金838万円の増額。

消防費では、消防団員報酬、292万9,000円の減額。消防団移動系無線整備に係る設計委託料、265万円の減額。防災無線固定系・J-A-L-E-R-T管理委託料、190万円の減額。防災情報伝達システム整備工事、3,240万7,000円の減額。水槽付消防ポンプ自動車購入費、524万5,000円の減額。

教育費では、学校教育賃借料、615万8,000円の減額。小学校学習活動支援賃借料、3,300万5,000円の減額。中学校学習活動支援賃借料、511万2,000円の減額。久万幼稚園園舎改築工事設計委託料、1,513万6,000円の減額。美川給食センターの厨房用エアコン購入費、241万4,000円の減額となっています。

審査においては、総務課関係では、これからの行政においては、専門的な知識が求められると思うが、職員のレベルアップを図っていくためには、職員の派遣や人事交流が必要ではないかとの質疑に、これから時代が変わるという中で、本当はもっと多くの職員を派遣したいとの思いはある。

一方では、財源との兼ね合いもあるが、一段飛び越えて、職員のレベルやスキルが上がるような交流が、しっかりできるようにしていきたいとの答弁があ

りました。

また、町としても、大きな財産になるため、民間企業との人事交流についても、積極的に行うべきとの意見がありました。

保健福祉課関係では、人口減少、高齢化により、民生児童委員をお願いするのに、皆さん悩まれている。特に広範囲な町であり、中山間地域の新しいスタイルとして、効率的で、なおかつ役割を十分全うできるような仕組みを考えることはできないのかという質疑に、他の市町の事例も参考にしながら、民生委員の方に負荷がかからない方向で対策を検討したいとの答弁がありました。

また、交通利用券について、周知が徹底されず、高齢の方などは利用されなかったと聞くが、来年度は周知を徹底するのかとの質疑に、来年度は、あらゆる方法で住民の方に周知できるよう、進めていきたいとの答弁がありました。

消防署関係では、消防団員が100名程度、定員から少ないことから、消防団の再編の話があったが、全く進んでおらず、再編するのであれば再編して、定数が少ないのであれば、出動範囲を見直すなど、しっかりとした計画を立てないと、地域防災力も維持できないと思うが、来年度以降は再編を進めていくのかとの質疑に、消防団の再編検討委員会を立ち上げて、現在までに3回、協議をしている。しかしながら、消防団の組織内部で意見の食い違いがあり、意見の集約ができていない状況。次年度は、予算計上をしているので、もう一度、検討委員会を立ち上げ、内部の意見集約をしっかりとした上で進めていきたいとの答弁がありました。

教育委員会関係では、聖火リレーのコロナ感染症対策について、質疑があり、3月の自治会文書で、住民の皆様に通行人制限や応援の仕方など、周知することになっている。

周知文書には、観戦する方については、コロナ対策を十分取ってから観戦してくださいということを書いているが、来てくださいということを書いておらず、リモートで映像の配信をするので、リモート観戦をしていただくというところは記載しているとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第13号につきまして、3月12日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報告いたします。

議案第13号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(第6号)」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務課では、地域おこし協力隊員の報奨金等、771万4,000円の減額。

衛生費では、有料ごみ袋購入費に係る清掃総務費消耗品費、280万円の減額。一般廃棄物収集運搬車両消毒装置整備工事、300万円の減額。

簡易水道事業会計繰出金、190万円の減額。

農林水産業費では、農産物産地化支援事業補助金360万円の減額。中山間地域等直接支払交付金、397万円の減額。森林情報把握システム改良業務委託料、297万円の減額。林業成長産業化地域創出モデル業務委託料、324万9,000円の減額。森林整備担い手確保育成対策事業補助金、1,353万8,000円の減額。林業振興費有害鳥獣捕獲事業補助金、105万円の増額。森林整備地域活動支援交付金、450万円の減額。

農業集落排水事業特別会計繰出金、647万7,000円の減額。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策家賃等支援事業補助金、1,1

90万円の減額。新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金、6,000万円の減額。新型コロナウイルス感染症事業者経営支援特別対策事業補助金、3,000万円の増額。キャッシュレス決済機器購入補助金、200万円の減額。

土木費では、愛媛県道路事業負担金、669万円の減額。住宅建築物安全ストック形成事業補助金、260万円の減額。

公共下水道事業特別会計繰出金、587万4,000円の減額となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引き取りください。  
各委員長の報告は終わりました。  
議案第13号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

お諮りします。

日程第7、議案第14号から日程第16、議案第23号までの令和2年度特別会計及び事業会計補正予算に関する10件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第23号までの10件を一括議題にすることに決定をいたしました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第21号、議案第22号につきまして、3月11

日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第14号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」。

総額、2,623万4,000円の増額補正で、累計12億4,421万5,000円となっております。

歳出の主な内容は、一般被保険者、一般療養給付費負担金、2,212万円の増額。一般被保険者一般高額療養費負担金、411万4,000円の増額。

歳入の主なものは、保険給付費等普通交付金、2,623万4,000円の増額。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」

総額、342万4,000円の減額補正で、累計6,703万3,000円となっております。

歳出の主な内容は、父二峰診療所の医薬材料費、165万円の減額。面河診療所の医薬材料費、200万円の減額。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金、224万6,000円の減額。面河診療所の事業勘定繰入金、105万3,000円の減額。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

総額、1,692万4,000円の増額補正で、累計19億4,501万円となっております。

歳出の主な内容は、介護保険事務システム改修業務委託料、250万円の減額。在宅介護サービス給付費、1,900万円の増額。居宅介護サービス計画給付費、250万円の増額。介護保険事業運営基金積立金、361万円の増額。

歳入の主な内容は、第1号、被保険者現年度分特別徴収保険料、500万円の減額。現年度分介護給付費財政調整交付金、1,094万8,000円の増額。一般会計からの事務費繰入金、427万4,000円の減額。

介護保険事業運営基金繰入金、761万8,000円の増額。

前年度繰越金、336万5,000円の増額となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）」

総額、680万円の増額補正で、累計5,312万8,000円となっております。

歳出の主な内容は、人件費120万円の減額。訪問看護業務委託料、800万円の増額。

収入の主な内容は、次のとおりです。

訪問看護療養費収入、595万8,000円の増額。訪問看護介護報酬、357万5,000円の増額。施設利用者受託料、120万円の減額。一般会計繰入金、148万3,000円の減額であります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第4号）」

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、2,409万5,000円の増額補正で、累計10億1,585万9,000円となっております。

支出の主な内容は、医業費用の給与費、1,909万5,000円の増額。医業費用の材料費、300万円の増額。医業外費用の雑損失、200万円の増額。

収入の主な内容は、入院収益、551万1,000円の増額。その他医業収益、800万円の増額。他会計補助金、256万2,000円の増額。他会計繰入金の増額。インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保、支援補助金等その他補助金、655万3,000円の増額。

資本的収入及び支出、収入予定額を300万円、支出予定額を198万円、それぞれ増額補正し、収入の累計が5,157万5,000円、支出の累計が7,481万8,000円となっております。

支出の主な内容は、備品購入費、198万円の増額。

収入の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金495万1,000円の増額。

損益勘定留保資金、補てん額は102万円の減額補正で、累計、2,324



万3,000円となります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号「令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第3号）」

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、150万1,000円の増額補正で、累計3億3,177万4,000円となります。

支出の主な内容は、施設運営事業費用の給与費151万2,000円の増額。収入の主な内容は、施設運営事業外収益の一般会計繰入金、151万2,000円の増額。

資本的収入及び支出。収入予定額を19万4,000円、支出予定額を19万4,000円、それぞれ減額補正し、収入の累計が2,960万3,000円、支出の累計が、4,282万2,000円となっております。

支出の内容は、備品購入費、19万4,000円の減額。収入の内容は、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金の他会計負担金、19万4,000円の減額となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号につきまして、3月12日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報告いたします。

議案第18号「令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

総額、447万7,000円の減額補正で、累計1億9,251万3,000円となります。

歳出の主な内容は、固定資産台帳作成業務委託料、300万円の減額。

歳入の内容は、下水道使用料、200万円の増額。一般会計繰入金、647万7,000円の減額となります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号「令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

総額、428万4,000円の減額補正で、累計2億4,229万7,000円となります。

歳出の主な内容は、固定資産台帳作成業務委託料、100万円の減額。消費税、100万円の減額。マンホールポンプ耐震更生工事費、200万円の減額。

歳入の主な内容は、下水道使用料、200万円の増額。国庫補助金、120万円の減額。一般会計繰入金、587万4,000円の減額。前年度繰越金、159万円の増額となります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号「令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）」

総額、50万円の減額補正で、累計、4,601万5,000円となります。

歳出の内容は、固定資産台帳作成業務委託料、30万円の減額。浄化槽管理業務委託料20万円の減額。

歳入の内容は、一般会計繰入金、50万円の減額であります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号「令和2年度久万高原町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」

資本的収入。収入の予定額は、380万円の減額補正で、累計、2億8,825万1,000円となります。

収入の内容は、企業債、190万円の減額。他会計からの長期借入金、190万円の減額。損益勘定留保資金補てん額は、380万円の増額補正で、累計、3,940万1,000円となります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引き取りください。  
これより、質疑、討論、採決について、1件ずつ行います。  
議案第14号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。  
この件について、質疑をされる方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第14号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第15号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決をいたしました。

議 長 議案第16号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、質疑を行います。  
質疑をされる方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第16号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第17号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第18号「令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第18号「令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第19号「令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第19号「令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第20号「令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。  
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。



(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第21号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第4号)」

について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第 2 2 号「令和 2 年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号「令和 2 年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）」は、委員長の報告のとおり可決をいたしました。

議 長 議案第 2 3 号「令和 2 年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

（なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

私は、この補正については賛成の立場で討論をさせていただいたと思います。

毎年見ておりますと、3月議会、年度の最後の議会とはいえ、あまりにも多くの減額補正。

今、2人の委員長さんが、減額、減額という声が聞こえてまいりましたので、あえて質疑をさせていただきます。

以前から言っておりますように、公会計、複式簿記にすればこういったことはないのかなと思いますが、まさに来年度の原資を残すための補正予算かなというふうにも考えられます。すぐ当初予算の審議が入りますから、最後の補正についての意見を言わせていただきよりも、もう少し、増額補正にしても減額補正にしても、しっかりとした考え方の中で組むべきやというふうに思いますし、当初においては、町民の皆さんの意見であったり、町長の選挙の公約であった、多くのしっかりした考え方の中で、当初予算を組まれると思います。

それにしても、最後の減額補正、多いように思いますが、この件については、どういったこと。

それと、そういったことが続けてこられましたけれども、私が聞くところによると、単年度収支は赤字だというふうに聞いております。もうちょっとしっかりした会計管理はしたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

議 長

(河野町長を指名)

町 長

お答えをいたしたいと思います。

御指摘のように、減額、それから増額、それぞれ入り交じっております、

いびつなところも散見されます。

御指摘のように、当初の計画はもう少し念入りに対応しておかないといけないなど、そのことを改めて思っております。

もちろん、その中には、節約をし、あるいは交渉によって、そこまで費用が要らなかったところもございますけれど、今、委員もおっしゃられましたように、基本は町民の福祉でございますから、特にその福祉等々の予算につきましては、そのように減額がないように、しっかりと、当然要るものについては、きちんと執行できるように努めていかなければならないと、そのように思いも新たにいたしているところでございます。

相対的には、御指摘のように、いよいよコロナ禍の後、新しい時代をさらに迎えようといっているところでございます。新しい時代といいますが、一方で人口減少社会、あるいは災害への対応、たくさんの課題もあるところでございますから、そのあたりにつきましては、皆さんと同じように、この久万高原町が将来、恒久的に栄えるように、その願いを持っているところでございますから、公会計も取り入れながら、特にこの予算につきましては、大事なところでございますから、しっかりと組んでまいりたいと思っております。

それから、御指摘の、単年度赤字というところは、もう御案内のように、これも当然、必要なところでございますし、議会の皆様方の御援助もいただきまして、大体、敷設も終わろうといっているところでございまして、後のこれを、どういかに有していくか、そのことが大変、肝要になってまいります。

そのほかにも、いわゆる国民宿舎の解体であったり、様々なところで、少しここ数年、単年度赤字になっていると思っておりますけれども、先般の委員会の中でも、担当のほうからも説明がございましたように、実質公債費比率であるとか、そのほかの比率につきましても、今のところ、堅調にはいっておると思っておりますけれども、しかし、財政調整基金にも手を伸ばさなければならない現状もございますから、さらにこれからもスクラップ・ビルド、しっかりと頭に置きながら、その財政的なところに不安がないようにも、しっかりと努めていかなければならないと、そのように思っているところでございます。

議長 ほかにも討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長

討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

ここで10分間休憩いたします。

(午前10時44分)

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時55分)

議 長

日程第17、議案第24号「令和3年度久万高原町一般会計予算」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第24号につきまして、3月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第24号「令和3年度久万高原町一般会計予算」

令和3年度一般会計の当初予算額は、94億3,834万6,000円。前年度比較、2,342万3,000円。0.2%の増額となっております。

歳入の主なものは、町税、8億4,679万8,000円。地方譲与税2億1,778万円、地方消費税交付金、1億7,800万円。地方交付税、43億5,000万円。使用料及び手数料、1億6,263万4,000円。国庫支出金、9億9,969万5,000円。県支出金、5億2,955万6,000円。繰入金、9億3,820万7,000円。繰越金、1億円。諸収入、1億2,398万9,000円。町債、8億4,470万円などであります。昨年度当初に比べ、地方譲与税や国県支出金が大幅に伸びているが、地方交付税、町債が減額予算となっております。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、財政調整基金等の積立、1,499万円。産学官連携協働プラットフォーム構築事業費、1,508万6,000円。情報通信基盤整備事業補助金、1億3,000万円。旧面河支所の解体工事監理委託料、1億3,818万2,000円。集落支援事業に要する費用、2,123万5,000円。柳谷代替バス、久万落出代替バス運行業務委託料、2,527万8,000円。伊予鉄南予バスへの補助金、1,904万4,000円。産業文化会館空調設備修繕工事に係る設計委託、管理委託、工事費、7,497万6,000円。情報系のパソコン更新経費、1,260万円、サーバー室構築工事1,415万円。町議会議員選挙費、2,084万7,000円。衆議院議員選挙費、1,600万円。民生費では、社会福祉協議会の事務局や、専門員に要する費用に対する補助金、8,657万8,000円。国民健康保険事業特別会計繰出金、9,468万円。後期高齢者医療療養給付費負担金、2億265万4,000円。町外の老人ホームへの老人保護措置費負担金、3,480万円。後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金、7,225万4,000円。介護保険事業特別会計繰出金、3億2,093万1,000円。老人保健施設事業会計繰出金、6,519万8,000円。障害福祉サービス給付費、2億9,578万円。重度心身障害者医療費助成金、4,800万円。ささゆり荘総務費、1億910万4,000円。ささゆり荘施設費、3,791万8,000円。こども医療費、2,136万円。児童措置費、6,498万円。教育保育給付施設型給付費負担金、1億3,201万5,0

00円。

衛生費では、母子保健事業に要する経費、1,182万4,000円。

国民健康保険診療所事業特別会計繰出金、1,023万円。

病院事業会計繰出金、2億140万5,000円。

新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、6,323万3,000円。

住民健診に要する費用、1,821万7,000円。

消防費では、消防団移動系無線整備工事及び管理委託料、1億1,000万円。小型動力ポンプ付積載車を更新、697万4,000円。指定避難所13か所の給水タンクの購入、429万円。

教育費では、町内学校施設の非構造部材耐震等点検業務委託料、1,392万6,000円。町内幼稚園、小・中学校の手洗い自動水洗化設計監理委託料及び工事費、3,161万円。上浮穴高等学校星天寮の運営経費、2,899万1,000円。上浮穴高等学校振興対策協議会へ、遠距離通学就学支援金、町ふるさと奨学金及び海外林業研修費等補助金、2,546万6,000円。障害のある児童の学校生活支援に要する経費、1,087万7,000円。教育用コンピューターのリースや、学習用のソフトウェアの使用料、4,810万1,000円。教育用コンピューターのリース料や学習用ソフトウェアの使用料、1,419万円。公民館27分館の指定管理委託料、1,425万6,000円。海洋センターの管理運営費、1,309万5,000円。久万給食センターの管理運営費、6,502万1,000円。美川給食センターの管理運営費、3,351万5,000円となっております。

審査において、総務課関係では、財政の一つの目安となる健全化判断比率について、どのような考え方の質疑に、平成28年から、実質単年度収支が赤字となっているが、基金繰入により、単年度であれば黒字という形で、現在は、一般会計が回っている。したがって、現時点においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標は健全を示しているものの、老朽化した資産が多く、近い将来、財政を圧迫することが予想されるとの答弁がありました。

また、自治体の行財政基盤強化のために、スピード感を持って行財政改革に取り組むべきではないかとの質疑に、今回、明確に組織の中でも位置づけをし

ており、令和3年度からさらに具体的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、公共施設等総合管理計画更新の予算について、計画があっても実施されていないのなら、計画の更新は必要ないのではないかとの質疑に、計画に基づいて進んでいるところもあり、必要との認識の下に予算計上しているとの答弁がありました。

また、産学官連携協働プラットフォーム構築事業については、本当に必要な事業なのか疑問に思うが、この事業だけではなく、各事業の実施後には、成果を議会に報告するべきではないかとの質疑に、それぞれの事業の検証は必要なことであり、多くの事業があるので、成果について、御意見頂く事業を精査して、報告させていただくとの答弁がありました。

また、経営状況や財政状況を整理して、町の将来像が見える形をつくるために、固定資産台帳の整理を早くして、相対的な経費がつかめるようにしなければいけないのではないかとの質疑に、公会計の整備の中で、固定資産と公共施設の管理は結びつくものであり、そういったシステムをつくっていきたいとの答弁がありました。

また、議会のペーパーレス化についての質疑では、現時点で具体的に方法は決定していないので、今後、相談を重ねながら進めていきたいとの答弁がありました。

また、デマンドタクシーの実証実験について、少し無理な計画を立てて、足りないところを町が補助するという姿勢には疑問を感じており、民間事業者に対する補助金については、きちんとした基準を設ける必要があるのではないかとの質疑に、今回の事業については、行政主体ではなく、民間事業者とのタイアップという形になっているが、現状は、今まで踏襲してきた補助金の考え方であり、新しい行政課題に対して、公費の投入の仕方というのは、役場の中でもこれから議論していく必要があり、今後の課題との答弁がありました。

住民課関係では、入野福祉館の場所が分かりにくいと、何回か聞いたことがあるが、看板を立ててはどうかとの意見があり、検討したいとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、認知症の方が行方不明になり、搜索するような事例が



散見されるが、兆候が出たときに、カメラを設置するとか、LPWAを使った対応など、対策を考えているのかとの質疑に、携帯電話を使ったオレンジセーフティーネットという検索の仕組みを導入しているが、今後はそういうことも検討したいとの答弁がありました。

また、コロナ禍においては、婚活のイベントも開催できないと思うが、地域で世話をしてくれる方をお願いして、昔ながらのやり方で婚活を支援する仕組みはつくれないかとの質疑に、オンラインの婚活は実施しているが、昔ながらのやり方も少し検討したいとの答弁がありました。

また、介護保険対応の施設について、余裕を持って運営できている状況かとの質疑に、介護保険でも年齢とともに介護度も上がっている状況であり、施設に空きがなく、待機者もかなりいる状況との答弁がありました。

また、施設に空きがない状況で、緊急に入所が必要な場合には、どう対応すのかとの質疑には、緊急の場合には、ケアマネジャーの対応により、町内外の施設に、短期入所により手配することになっているとの答弁がありました。

また、740人を超える障害者の方々が、現在、どのような生活をしているかについて、把握をしているのかとの質疑には、町内には施設が2か所しかなく、家庭で過ごされている方も多く、現在、状況を把握しているとの答弁がありました。

また、コロナワクチン接種計画についての質疑には、病院で行う個別接種と、集団で行う集団接種の2つがあるが、重症化のことを考えると、病院の近くで集団接種で望ましいのではないかと、との検討をしている状況であり、具体的には、決定していないとの答弁がありました。

また、本町は、広い範囲の中に集落が点在しているが、移動手段のない高齢者が、ワクチン接種を希望する場合の支援計画はあるのかとの質疑に、かかりつけ医のほうでお願いできる方はお願いして、移動手段がない方については、役場のほうで対応しなければならないと考えている、との答弁がありました。

教育委員会関係では、久万幼稚園舎の整備に係る今後の方向性についての質疑に、建設課所管の立地適正化計画が認められれば、幼稚園の改築が補助対象になるため、そちらの様子を見ながら、建築方法も検討したい。計画が認められれば、予算の執行は令和4年度からとなるため、それに間に合うように検討

を進めたいとの答弁がありました。

また、幼稚園をはじめ、小・中学校の小さな修繕になかなかできないということを以前から聞くが、迅速に対応するべきではないかとの質疑に、一番気をつけなければならないのは、園児、児童・生徒の安全面の確保であり、予算のところは、総務課と相談しながら、予備費等も活用しながら、早急に対応すべきところはしっかり対応していきたいとの答弁がありました。

また、本年度から運営を開始した上浮穴高校の寮について、1年間の運営を通して見えてきた問題点や、改善点があると思うが、よりよい寮にするために、再度、検討委員会を設置し、また運営委員会を組織して、我が町の高校の継続のために、寮を有効活用していく必要があると思うが、その対策はあるかとの質疑に、1年間、寮を運営して、様々な課題等も見つかっているが、対策を検討する場はまだ設けられていない状況であり、今後、そういったところも含めて検討していきたいとの答弁がありました。

また、今年度、新しく始まった久万幼稚園を拠点とした長期休業中の預かり保育について、環境や課題についてはどうかとの質疑に、利用されたのは直瀬幼稚園から2人、父二峰幼稚園から1人、柳谷幼稚園から1人、久万幼稚園から10名程度となっており、保護者からの意見としては、やはり遠いといった声が聞かれた一方、ふだん、少人数で過ごしているのが、大勢の子供たちと過ごすことができよかったという意見もあり、令和3年度の進め方を検討しているとの答弁がありました。

また、久万幼稚園拠点ということで、遠いから利用できなかったという話もあったが、例えば、美川に来年度、広めていくなどの検討はしているのかとの質疑に、支援員さんの確保も大きなハードルになっており、条件整備をして、やれるところから広げていくという計画は持っている、との答弁がありました。

また、タブレットを活用した事業は評価を受けているが、イヤホンマイクの対応は考えているかとの質疑に、予算計上していない状況だが、現場からも、これがあつたほうが絶対にいい、ということであり、検討して対応したいとの答弁がありました。

また、東側のほうに、はりまや橋のお坊さんの墓の掲示板があり、高知県をはじめ、遠方から時々見に来られるが、美川村時代の教育委員会の頃の名前で、

非常に古くなっているため、更新してはどうかとの意見があり、文化財的なものではないかと思うので、確認させていただきたいとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

議長 委員長報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
熊代委員長、お引き取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第24号につきまして、3月12日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報告申し上げます。

まず、議案第24号「令和3年度久万高原町一般会計予算」

予算の概要及び歳入予算については、総務文教厚生常任委員会で報告したので、省略させていただきます。

本委員会関係の歳出予算の主なものでございますが、大きなもの、そして特筆すべきものについて、申し上げます。

総務費では、地域おこし協力隊員に要する費用、6,235万1,000円。  
移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、950万円。

衛生費では、簡易水道事業会計繰出金、3億4,504万円。浄化槽事業特別会計繰出金、2,247万4,000円。再生可能エネルギー発電基金積立金、900万円。ごみやし尿の収集運搬業務委託料、3,709万2,000

円。可燃ごみ、粗大ごみの処分業務委託料、6,006万円。ストックヤード整備工事及び管理委託料、2億2,269万3,000円。

農林水産業費では、収入保険加入促進事業補助金、266万4,000円。社団法人久万高原農業公社負担金、2,230万3,000円。久万農業公園研修生への研修補助金、1,416万円。久万農業公園研修修了者の農業機械・施設整備補助金、1,000円。愛媛次世代ファーマーサポート事業補助金、1,314万3,000円。農業次世代人材投資事業補助金、2,250万円。中山間地域等直接支払交付金、4,543万9,000円。明神地区用排水路整備工事、2,800万円。農業集落排水事業特別会計繰出金、1億3,245万1,000円。

林業成長産業化地域創出モデル事業業務委託料、1,000万円。新たな森林管理システム事業業務委託料、3,885万円。林業成長産業化地域創出モデル事業補助金、1,893万3,000円。森林整備担い手確保育成対策事業補助金、4,049万8,000円。箱ワナ整備等の補助金、1,219万5,000円。美しい森づくり基盤整備交付金事業補助金、1億6,010万円。林業経営支援補助金を計上、2,000万円。再造林下刈事業補助金、1,612万4,000円。林業会社設立に対する出資金、400万円。林道の路面整備、崩土除去作業業務委託料、1,060万円。柳井川林道ゴンゲン線開設の測量設計工事、4,000万円。黒藤川林道長崎明神山線の改良工事、1,500万円。猪伏地区残土処理場整備工事、1,000万円。黒藤川県営森林基幹道、長崎明神山線開設工事負担金、2,300万円。草刈りや側溝の管理等の林道管理事業補助金、1,346万円。

商工費では、魅力ある産業づくり起業者支援事業補助金、1,200万円。新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金、3,200万円。中小企業振興資金預託金、1,600万円。消費回復支援事業業務委託料、2,371万7,000円。姫鶴荘改修工事、1,650万円。四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業補助金、2,050万円。新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金、1,000万円。

土木費では、町道11路線の舗装等修繕工事、2,100万円。菅生地区公共残土処理場整備工事、8,000万円。町道父二峰参川線測量設計委託料、

1,000万円。町道槻仰西線測量設計委託料、1,000万円。町道上野尻線測量設計委託料、1,500万円。町道父二峰参川線舗装工事、1,000万円。愛媛県道路改良事業負担金、3,811万5,000円。橋梁点検の業務委託料、3,000万円。橋梁3橋の補修工事、2,000万円。立地適正化計画策定業務委託料、550万円。

公共下水道事業特別会計繰出金、1億5,589万1,000円。御三戸第1団地外壁等改修工事、4,276万8,000円。平成30年発生町道大日線地すべり災害復旧工事、2億円となっております。

審査におきまして、ふるさと創生課関係では、久万高原町観光協会への補助金500万円の性格と、観光協会が今後、目標値を設定して活動していくことになるのか。その方向性を、との質疑に、事務局体制の整備、また各部会会員等への強力な手助けなど、観光協会に今まで以上の活動をしていただき、会員の所得向上につながる取組をしていただきたいとの答弁がありました。

環境整備課関係では、し尿の松山市への輸送計画について、昨年12月の議会において、し尿の松山市への輸送計画は、4月1日の実施は不可能として、落合組に明確な方向性の説明ができるようにするといってきたが、準備はできているのか、との質疑に、関係機関と鋭意協議を進めており、そのことも説明申し上げ、少し猶予を頂けるような形でお願いをするように、今、準備をしているところであるとの答弁がありました。

また、4月1日以降も、現在の処理場を稼働する必要があるが、3月末までの稼働を見込んで、最小限の修理しかしておらず、修理代も大変なものになるが、移送の時期について、明確に答弁できないかとの質疑に、一日も早くということで、今、協議をしているところであり、今現在、いつまでにということは明確に申し上げられないとの答弁がありました。

また、現在の処理場を稼働させた場合と、松山市に移送した場合の年間の差額は幾らあるのかとの質疑に、経済比較については詳細に調査をして、しかるべき時期に報告させていただきたいとの答弁がありました。

また、このし尿については、一日も早く、町民の納得のいくような解決策を取り、計画どおり進めるべきだと思ふし、町長の責任もあろうかと思ふので、そこも踏まえてやっていただきたいとの意見に、責任を十分、感じながら、一

日も早く解決できるように努めるとの答弁がありました。

また、落合への協議が迫っているのが、落合とは、協議は整うような内容で臨むということでのいいのかという質疑に、これまでに至った経緯、それから延びているおわびを申し上げて、しばらくの間、なるべく早くというところの御理解を賜るように、お話をしてみたいとの答弁がありました。

農業戦略課関係では、収入保険について、農家の人が待ち望んでおった補助制度になると思うが、青色申告者じゃないと加入できないということがあるので、その辺、何かクリアできる方法はないかとの質疑に、白色申告を青色申告に切り替えることは、手続上は簡単であり、青色申告の研修を、毎年、久万農業指導班のほうで行っているのです、そういった案内も積極的に働きかけていきたいとの答弁がありました。

また、青色申告をしてもらう環境を、もっと広めていく必要があるのではないかとの質疑に、農業公園の研修生については、青色申告の研修をして、スタート時点から青色申告をとというような取組も行っているのです、機会を捉えて案内したいとの答弁がありました。

また、新規に稲作受託者等支援事業があるが、対象となるのは、中古、新規は問わないのかとの質疑に、個人間取引ではない、中古品であれば補助対象とする、との答弁がございました。

また、ギャップについては、取組を常に行っているのか。また、取組もうとする農家には、直接的な支援や、環境づくりなど、後方支援をする気持ちがあるのかとの質疑に、ギャップについては、高齢者の多い産地では、正直、苦戦しているのが現状だが、今後を見据えたときに、そういったもので付加価値をつけていくということは考えられるので、部会とも相談しながら、検討を進めてみたいとの答弁がありました。

また、農業のデジタル化について、取組を加速化するお気持ちがあるのかとの質疑に、デジタルトランスフォーメーションについては、愛媛県でもかなり積極的に、新年度から取組まれるということであり、まだ農業として、情報は少ない段階ではあるが、外せないポイントだと思っており、県内20市町の連携事業にもかかっているのです、そことの連携をしっかり図っていきたいとの答弁がありました。

また、6次産業化支援事業に対する補助金が70万円ということであり、来年度からはまちづくり営業課を設置し、新しい特産品づくりなどに力を入れるとのことだが、もう少し金額的に力強い支援が必要ではないか、との質疑に、6次産業化の支援については、大規模な施設改修とか、機械導入については、ふるさと創生課の産業支援事業というところで、200万円が上限の事業がある農業戦略課の6次産業化支援事業は、食品乾燥機とか、真空包装機とか、そういったものを2分の1ほどで、25万を上限という形で行っている。

過去3年分の実績から、70万円を予算化したものであり、必要であればふるさと創生課とも連携を図りながら、柔軟に対応してまいりたいとの答弁がありました。

林業戦略課関係では、総合商社については、町内の素材生産者、市場関係者、製材業者の理解が得られた上で、今後、協力して事業推進が図られるということかの質疑に、先般、合同部会等を開催し、市場や製材関係者の方々それぞれに御意見を頂き、相対的にはこの商社の中で新規に商品をつくり、そこから新たな事業先を見つけていただきたいとの要望が出ているので、関係者はその商社に期待しているとの意見であるとの答弁がありました。

また、関係者の理解が得られた上で、今後、流通改革を進めるとされているが、素材生産のコスト、市場の手数料、流通コスト削減といった面で、それらについても、町内業者の連携は可能かとの質疑に、当然、商社だけで全てができるものではなく、それぞれ連携しながらやっていかなければ成功しないので、関係者と連携してやっていきたいとの答弁がありました。

また、設立後、準備作業等々があると思うが、設立時に3名もの社員が必要なのか。また、3名では足りないのではという質疑に、まずは3名からスタートし、事業量の増加に伴い、社員を導入していく計画であり、まずは3名が妥当ではないかとの答弁がありました。

設立後3年後において、例えば山元の所得アップを目指すことが可能かとの質疑に、山元の所得アップを目指していきたい、そうなるように努力したいとの答弁がありました。

また、総合商社久万林業本部の関係で、会社始動後の収入を見込んでいるが、町の予算の中には入ってこない部分かとの質疑に、委託料の中の新たな森林管

理システムの予算に入っている、との答弁がありました。

また、県の林業研究センターにおいて、大径木を使った板製品の開発を令和3年度に実施し、4年度から販路開拓、販売と聞いているが、研究センターのほうは、しっかりとした対応ができる体制かとの質疑に、来年度、県の新規の事業として予算計上されておると聞いており、愛媛県の林業課からも、売れる物にしたいので、商社等にも協力依頼があるとの答弁がありました。

建設課関係では、立地適正化計画の進捗状況並びに今後の方針について質疑があり、現在、立地適正化計画は、本町の現状分析と、住民アンケート調査、また関係課のヒアリングと、主要課題の整理まで進んでいる。

2月15日に、第1回の策定委員会を開催し、課題の整理について、皆さんから御意見を頂いたところである。今年度、その課題の整理を踏まえ、立地適正化計画に関する基本方針の設定を行うと予定している。そして、来年度は、都市機能の誘導区域、居住誘導区域の設定、施策の検討、防災指針の検討、目標の設定と評価の方法の検討を行い、計画案の作成まで行う予定としている。

令和4年度には、その案に対する住民の意見の徴収、都市計画審議会への諮問も踏まえて、立地適正化計画の策定という形を予定しているとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

環境整備課のところ、遅れておる松山市へのし尿の搬入についてですけれども、協議しているとか、一日も早くとかという答弁はいただいておりますが、かなり長いんですけれども、私の勉強不足かもしれませんが、何



が原因で止まっておるのか。協議されておるということですが、どこで協議しているのか。そういうふうなことは、分からないのですけれども、委員会としては、追求されておりませんが、認識していらっしゃるんですか。

議長 (岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 今回の件について、私のお答えができる範囲でお答えをしたいと思います。

御存じのように、昨年の6月議会、それから9月、12月議会と、それぞれし尿の松山市への移送計画について、議会のほうからも、それぞれのお立場で、度々の町に対する質問等々がございました。

そういった中で、12月議会までは、具体的な進捗状況については、示されておりませんでした。12月議会で、御存じのように、令和3年4月1日から間に合わないということになったわけでございます。そして、議会の中で、当然、常任委員会でも御存じのように、原因とか、遅れた理由、これはもっと具体的に説明をしてほしいと、数名の議員が質問をいたしましたけれども、関係機関、関係者との、鋭意協議を進めているところであるというような答弁しかございませんでした。

その後、現在、私としても、産建の委員長の立場として知り得ておることについては、特段、町長あるいは関係課の方から、公式に御発表がない部分について、いろいろと類推したり、憶測することはできないと思っておりますし、現在、どのようになっているかということについては、町長あるいは環境整備課が御報告していただいておりますところまでかなと、そういう認識でございます。

ですから、そういうことについても、近々のうちに、落合地区に御報告に伺うというふうなことをお聞きしておりますので、その状況を見ながら、どういふふうな御答弁を説明をされるのか、議会としても今後そのことについても、注視をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

議長 中野議員、よろしいですか。

岡部委員長、お引き取りください。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 各委員長の報告が終わりました。  
議案第24号「令和3年度久万高原町一般会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第24号「令和3年度久万高原町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 ここで昼食のため、休憩をいたします。 (午前11時37分)

なお、午後は1時より再開いたします。

(休憩)

議長 午前中に引き続き、会議を開きます。 (午後0時58分)

議長 お諮りします。

日程第18、議案第25号から、日程第30、議案第37号までの令和3年度特別会計及び事業会計予算に関する13件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第37号までの13件を一括議題にすることに決定をいたしました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第35号、議案第36号につきまして、3月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第25号「令和3年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」

令和3年度国民健康保険事業特別会計の当初予算は、11億8,608万5,000円。前年度比較770万7,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、一般被保険者の療養給付費、7億4,266万6,000円。一般被保険者の高額療養費、1億1,931万1,000円。一般被保険者医療給付費分に係る給付金、1億9,743万4,000円。一般被保険

者後期高齢者支援金等分に係る納付金、5,158万円。一般被保険者に係る介護納付金、1,542万8,000円。

国民健康保険診療所事業特別会計繰出金、1,667万8,000円。病院事業会計繰出金、201万8,000円。

歳入の主な内容は、国民健康保険税、1億5,352万円。保険給付費等県交付金普通交付金、8億6,698万9,000円。保険給付費等県交付金特別交付金、4,448万4,000円。一般会計繰入金、9,468万円。前年度繰越金、2,600万6,000円。

審査では、国民健康保険が広域化されると、保険料が高くなるのではないかととの質疑に、現状でいうと、愛媛県が示す標準保険料率に対し、久万高原町の保険料はかなり低くなっており、このままだとまだ何年先か分からないが、統一化されたときに、現状より高くなる可能性がある。県が求めている標準保険料率に近づけて、国保税を改定していくということ、令和3年度、4年度と2年かけて計画をしており、県の標準保険料率に近づけることにより、将来的に統一された保険料が示されたときに、久万高原町の小さな町にとっては、どちらかというともっと有利に働き、そのときに保険料が上がることがないように、できれば下がるという方向にもっていくための調整をしているところ、との答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号「令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」

令和3年度国民健康保険診療所事業特別会計の当初予算額は、6,122万3,000円、前年度比較、1,012万8,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、父二峰診療所歳出総額、3,349万円。総務管理費、2,350万4,000円。医薬材料費医業費、993万6,000円。面河診療所、歳出総額、2,773万3,000円。総務管理費、1,852万2,000円。医薬材料費医業費、916万1,000円。

歳入の主な内容は、外来収入、2,629万4,000円。一般会計繰入金、1,023万円。事業勘定繰入金、1,667万8,000円。前年度繰越金、300万円。面河診療所医師人件費補てん金500万円となります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号「令和3年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」

令和3年度後期高齢者医療保険事業特別会計の当初予算額は、1億6,195万8,000円。前年度比較、114万7,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合への納付金、1億6,134万8,000円。歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料、8,909万5,000円。一般会計繰入金、7,225万4,000円となります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」

令和3年度介護保険事業特別会計の当初予算額は、19億8,894万4,000円。前年度比較、1億62万9,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、一般管理費、2,631万1,000円。介護予防支援事業、1,331万9,000円。介護報酬支払いに要する経費等の介護サービス等諸費、15億7,920万円。介護報酬支払いに要する経費等の介護予防サービス等諸費、3,050万4,000円。高額介護サービス等費、5,010万円。特定入所者介護サービス等費、9,954万3,000円。介護予防事業費や、日常生活支援総合事業費、4,589万7,000円。包括的支援事業任意事業費、4,236万6,000円。

歳入の主な内容は、第1号被保険者介護保険料、2億3,768万7,000円。

介護給付費国庫負担金、3億1,066万8,000円。財政調整交付金、2億2,992万3,000円。介護給付費支払基金交付金、4億7,753万4,000円。介護給付費県負担金、2億6,414万1,000円。介護給付費一般会計繰入金、2億2,108万円。地域支援事業一般会計繰入金、1,889万円。低所得者保険料軽減一般会計繰入金、2,974万7,000円。その他一般会計繰入金、5,121万4,000円となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号「令和3年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」

令和3年度訪問看護事業特別会計の当初予算額は、5,303万円、前年度比較、1,664万円の増額となりました。

歳出の主な内容は、人件費、4,067万4,000円。需用費、201万

2,000円。役務費、101万9,000円。保守管理委託料、804万円。

歳入の主な内容は、訪問看護療養費収入、2,160万円。訪問看護介護報酬収入、1,980万円。訪問看護報酬利用者負担金収入、240万円。前年度繰越金、923万円となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号「令和3年度久万高原町立病院事業会計予算」

業務の予定量は、入院患者数、年間2万4,360人、1日平均67人、外来患者数、年間2万8,800人、1日平均118人を予定しております。

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、9億8,777万2,000円となっており、令和2年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、363万4,000円、率にして0.4%、それぞれ増額となっております。

収入の主な内容は、入院、5億5,728万6,000円。外来、1億7,393万円。その他医業収益、6,698万8,000円の、医業収益、7億9,820万4,000円。他会計負担金、9,767万5,000円。他会計補助金、3,113万1,000円。長期前受金戻入、3,356万円などの医業外収益、1億8,956万8,000円となっております。

支出の主な内容は、給与費、6億6,853万2,000円。材料費、7,420万円。経費、1億5,633万5,000円。減価償却費、6,137万1,000円などの医業費用、9億6,383万8,000円。支払利息、64万2,000円。消費税、160万円。雑損失、1,700万円などの医業外費用、2,172万2,000円。固定資産売却損の特別損失、200万円。資本的収入及び支出。収入の予定額は3,141万円、支出の予定額は、5,386万5,000円となっております。

収入の主な内容は、企業債、250万円。他会計からの長期借入金、250万円、他会計負担金、2,641万円。

支出の主な内容は、建物費、500万円。有形固定資産購入費、500万円の建設改良費、1,000万円。企業債の元金償還金、2,502万5,000円。他会計からの長期借入金償還金、1,884万円。収入の不足額、2,245万5,000円は、損益勘定留保資金で補填する。他会計からの補助金

及び負担金、収益的収支、1億7,449万4,000円。資本的収支、2891万円となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」

業務の予定量、年間療養者数、入所者、1万8,100人。短期、1,400人。通所者、4,800人。1日平均療養者数、入所者、49.7人。短期、3.8人。通所者、20.1人。

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、3億1,765万円。令和2年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、999万1,000円。率にして3%の減額となっております。

収入の主な内容は、介護保険施設サービス費、1億6,364万円。短期入所療養介護費、1,485万9,000円。通所リハビリテーション費、3,542万7,000円。入所者利用料、3,978万2,000円。通所者利用料、631万8,000円などの施設運営事業収益、2億6,758万8,000円。他会計補助金、3,875万6,000円。長期前受金戻入、819万5,000円などの、施設運営事業外収益、5,004万2,000円。

支出の主な内容は、給与費、1億9,907万1,000円。材料費、2,328万7,000円。経費、7,706万8,000円。減価償却費、1,229万7,000円などの施設運営事業費用、3億1,213万8,000円。支払利息、481万2,000円などの施設運営事業外費用、491万2,000円。特別損失、60万円。

資本的収入及び支出。収入の予定額は、2,744万2,000円で、支出の予定額は、4,087万8,000円となっております。

収入の内容は、企業債、100万円。他会計からの長期借入金、100万円。他会計負担金、2,544万2,000円。

支出の内容は、備品購入費、200万円。企業債の元金償還金、3,529万8,000円。他会計からの長期借入金償還金、358万円。

収入の不足額、1,343万6,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

他会計からの補助金及び負担金、収益的収入、3,875万6,000円。資本的収入、2,644万2,000円となっております。

審査では、あけぼのは、当初より80床以内では、経営的に成り立たないという中で経営しており、加えて要介護1から入所できるということで、大きな赤字が出ているが、赤字の解消策はあるのかという質疑に、入所施設については、99.4%とほぼ満床であり、ここを伸ばすことは難しい現状であるが、通所は25名定員で、利用率が19.44人となっており、まだ伸びしろがあるので、ここを伸ばすことが重要であるが、一般会計からの繰入れが必要な経営状況である、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
熊代委員長、お引き取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第37号につきまして、3月12日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。  
議案第30号「令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」  
令和3年度農業集落排水事業特別会計の当初予算額は、1億8,093万9,000円、前年度比較858万4,000円の減額となりました。  
歳出の主な内容は、人件費、709万1,000円。電気水道使用料、1,



212万円、施設修繕料300万円。電話料金、120万円。法定検査等の手数料、121万6,000円。管理委託料、2,340万2,000円。システム構築に係る支援業務委託料、380万1,000円。長期借入償還元金及び利子、1億2,777万8,000円。

歳入の主な内容は、下水道使用料、2,418万6,000円。一般会計繰入金、1億3,245万1,000円。前年度繰越金、200万円。資本費平準化債、2,230万円となっております。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 議案第31号「令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」

令和3年度公共下水道事業特別会計の当初予算額は、2億4,209万4,000円。前年度比較、348万2,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、人件費、762万2,000円。システム構築に係る支援業務委託料、190万1,000円。消費税及び地方消費税、350万円。マンホール耐震更生工事、1,150万円。マンホールポンプ用発電機、1,000万円。終末処理場電気使用料、720万円。運転管理業務委託料、3,181万2,000円。管渠等管理費、594万4,000円。長期借入償還元金及び利子、1億5,950万8,000円。

歳入の主な内容は、下水道使用料、5,010万1,000円。国庫補助金、950万円。一般会計繰入金、1億5,589万1,000円。前年度繰越金、300万円。下水道事業債、500万円。資本費平準化債、1,860万円となっております。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 議案第32号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」

令和3年度浄化槽事業特別会計の当初予算額は、4,141万8,000円。前年度比較、194万9,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、浄化槽設置工事費、756万2,000円。修繕料、104万4,000円。浄化槽管理業務委託料、2,633万8,000円。長期借入償還元金及び利子、531万5,000円。

歳入の主なものは、浄化槽事業分担金、120万円。浄化槽使用料、1,390万9,000円。循環型社会形成推進交付金、223万2,000円。一般会計繰入金、2,247万4,000円。前年度繰越金、100万円となっております。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 議案第33号「令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」

令和3年度凶荒予備事業特別会計の当初予算額は、1,031万9,000円。前年度比較、850万2,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、作業道等補修費等の財産管理費、138万1,000円。奨学資金貸付金、864万円。

歳入の主な内容は、利子及び配当金や、皆伐収入の財産収入、200万9,000円。凶荒予備基金繰入金、581万8,000円。学資貸与償還金、249万円となっております。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 議案第34号「令和3年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」

令和3年度分譲宅地造成事業特別会計の当初予算額は、298万3,000円。前年度比較、26万円の減額となりました。

歳出の主な内容は、一般会計繰出金、252万8,000円。

歳入の主な内容は、土地売却収入、252万8,000円となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 議案第37号「令和3年度久万高原町簡易水道事業会計予算」

収益的収入及び収支でございます。収入及び支出の予定額は、3億9,404万5,000円となっており、令和2年度の予算額と比較すると、収入及び支出の予定額は、900万1,000円。率にして2.2%の減額となっております。

収入の主な内容は、給水収益、1億3,302万7,000円。その他が、16万5,000円の、営業収益、1億3,319万2,000円。分担金、55万円。他会計負担金、6,095万2,000円。長期前受金戻入、1億

9, 935万1, 000円、などの営業外収益、2億6, 085万3, 000円。

支出の主な内容でございますが、原水及び上水費として、3, 516万2, 000円。配水及び給水費として、798万3, 000円。総経費として、4, 346万5, 000円。減価償却費として、2億4, 370万円。資産減耗費として、135万円などの営業費用、3億3, 166万円。それから、支払利息、4, 528万5, 000円。消費税、1, 700万円などの営業外費用、6, 228万5, 000円となっております。

資本的収入及び支出でございますが、収入の予定額は、3億1, 034万8, 000円。支出の予定額は、3億4, 765万5, 000円となっております。

収入の主な内容は、企業債、2, 460万円。補助金、100万円。負担金、66万円。一般会計繰入金、2億5, 948万8, 000円。他会計からの長期借入金、2, 460万円。

支出の主な内容といたしましては、新設拡張改良費、7, 000万円。営業設備費、250万円の、建設改良費として、7, 250万円。

企業債の元金償還金が、2億7, 515万5, 000円。収入の不足額、3, 730万7, 000円は、損益勘定留保資金で補填することとしております。

他会計からの補助金及び負担金としまして、収益的収入、6, 095万2, 000円。資本的収入、2億5, 948万8, 000円となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

- 議 長 各委員長の報告が終わりました。  
これより、質疑・討論・採決について、1件ずつ行います。
- 議 長 議案第25号「令和3年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
  
(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。  
  
(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号「令和3年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。
- 議 長 議案第26号「令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第26号「令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第27号「令和3年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「令和3年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

議案第28号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」について、  
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第29号「令和3年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」について、  
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 29 号「令和 3 年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。
- 議 長 議案第 30 号「令和 3 年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
  
(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。  
  
(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 30 号「令和 3 年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。
- 議 長 議案第 31 号「令和 3 年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」について、質疑を行います。



質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号「令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

議 長 議案第32号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」について、  
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

議案第33号「令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第34号「令和3年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第34号「令和3年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第35号「令和3年度久万高原町立病院事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第35号「令和3年度久万高原町立病院事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第36号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第36号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第37号「令和3年度久万高原町簡易水道事業会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「令和3年度久万高原町簡易水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

日程第31、議案第38号「松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第38号につきまして、3月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第38号「松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」

平成28年7月8日に締結した連携協約が、本年度をもって協約期間が終了するため、来年度から新たに5年間、期間を定めて協約を締結するものである。

構成自治体は、中予管内の松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、及び砥部町の6市町。連携に係る事業の一般財源については、特別交付税の対

象となり、松山市と連携する市町の特別交付税対象事業費の上限は1,500万である。

今回の協定から、スマート農業の推進、産後ケアの推進、若者のふるさと体験、災害時の産業廃棄物処理に関する連携といったところが、新たに加わったとの説明がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長 委員長報告が終わりました。  
ここで委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
熊代委員長、お引き取りください。  
委員長の報告は終わりました。  
議案第38号「松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございません。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」は、委員長の報告のとおり可決をいたしました。

議長 日程第32、議案第39号「第2次久万高原町総合計画後期基本計画の策定について」を議題とします。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第39号につきまして、3月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第39号「第2次久万高原町総合計画後期基本計画の策定について」

平成28年度に策定された第2次久万高原町総合計画について、前期計画期間の5か年を経過し、前期基本計画期間が終了することに伴い、第2次久万高原町総合計画後期基本計画を策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例(平成27年条例第28号)第2条の規定により、議会に提出されたものである。

計画期間は、基本構想、平成28年から令和7年度。基本計画前期、平成28年から令和2年度。後期、令和3年から7年度となっております。

この計画は、本町のまちづくりに関する計画の中で最上位と位置づけられ、この計画に沿って個別計画が策定されるものである。



今回の策定に当たっては、SDGsを柱として、町の現状と住民の意向調査から見えてきた課題の解決に向けて取り組むこととしているとの説明がありました。

審査では、新病院建設基本計画という記載があるが、立地適正化計画が承認されなければ財源の確保は難しいという認識を持っているが、計画が承認されなくても、病院の建設は行うということか、との質疑に、補助金がない状況で病院を建て替えるというのは、財政的に非常に厳しいと認識している、との答弁がありました。

また、計画があっても補助金がなければやらないのか、補助金がなくともやるのか、との質疑には、基本的には町立病院の建て替えは将来的に目指さないといけないと思っている。

計画の承認がかなわなかったときには、新たな方策も講じながら、いずれにしても町民のことを思えば、将来的にはやり替えないといけないと思っている、との答弁がありました。

また、新たな計画を策定するのであれば、議会とは情報を共有して、ともに協議するという方針で進めていただきたいが、どうかとの質疑に、それは十分に認識しており、都市マスも含めて、委員にも議会のほうから入っていただくような思いがあり、一緒にやってつくり上げていきたいとの答弁がありました。

また、総合計画にしても、立地適正化計画にしても、重点項目や優先順位を設けることも必要であり、大きな予算を使って事業をやるときには、住民の皆様にも我慢をお願いしなければならない場合もあるので、できるだけ早い情報共有が大切ではないか、との意見に、議員の代表の方にも協議に加わっていただき、一番大事な佳境のそこへ、これから入っていくと思うので、今の提言も十分、頭に置いて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、都市計画マスタープランでは、地域分散型のコンパクトシティについて策定をされようとしているが、そんな中で、JA店舗の統廃合の話があり、各地域を支援しなければ、計画も崩れてしまいかねないと思うが、どうかという質疑に、議会の皆さんの了解も得て、できる限り支援体制はつくり上げていきたいと思っている。

都市マスは大事な基本であり、しっかりと立てていく中で、農協に代わる生

活インフラが衰退しないように、維持的なところは私どもの責任として考えていくとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
熊代委員長、お引き取りください。  
続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第39号につきまして、3月12日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報告いたします。  
議案第39号「第2次久万高原町総合計画後期基本計画の策定について」  
本計画の趣旨、それから計画の位置づけ等につきましては、総務文教厚生常任委員長の報告と重複するので、省略させていただきます。  
本常任委員会の関連といたしましては、農業振興、農業基盤整備、林業、商工、観光について記載されているほか、自然環境、移住定住関係、人口増進、道路、生活環境、上水道、下水道、河川、砂防、土地利用、住宅、公園など、それぞれ分野を分けて、基本方針と施策の記載があるとの説明がございました。  
審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

各委員長の報告は終わりました。

議案第39号「第2次久万高原町総合計画後期基本計画の策定について」、  
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございません。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「第2次久万高原町総合計画後期基本計画の策定

について」は、委員長の報告のとおり可決をいたしました。

議長

お諮りします。

日程第33、議案第41号から日程第36、議案第44号までの指定管理者の指定に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第44号までの4件を一括議題とすることに決定をいたしました。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号につきまして、3月12日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報告いたします。

議案第41号「久万高原町生産物直売所の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、公募により選定された久万山三坂コンソーシアムを指定管理者として指定するものであります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日の3年間となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号「久万高原町小村農産物直売所の指定管理者の指定について」、現在の指定管理期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある西谷農産物直売所運営委員会を、引き続き指定管理者として指定するものである。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間となっております。

おります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号「久万高原町国民宿舎古岩屋荘の指定管理者の指定について」、現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある株式会社石鎚観光を、引き続き指定管理者として指定するものであります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号「久万高原町ふるさと旅行村・家族旅行村の指定管理者の指定について」、現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のあるJPT・Tours・Japan株式会社を、引き続き指定管理者として指定するものであります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日の2年間となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

委員長の報告は終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

議案第41号「久万高原町生産物直売所の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第41号「久万高原町生産物直売所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決をいたしました。

議 長 議案第42号「久万高原町小村農産物直売所の指定管理者の指定について」、  
質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「久万高原町小村農産物直売所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

議案第43号「久万高原町国民宿舎古岩屋荘の指定管理者の指定について」、  
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「久万高原町国民宿舎古岩屋荘の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第44号「久万高原町ふるさと旅行村・家族旅行村の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)



議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第44号「久万高原町ふるさと旅行村・家族旅行村の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 お諮りします。  
日程第37、議案第46号、日程第38、議案第47号の町道の変更に  
関する2件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第46号、議案第47号の2件を一括議題にすることに  
決定をいたしました。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第46号、議案第47号につ  
きまして、3月12日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報  
告いたします。

議案第46号「町道父二峰参川線の変更について」

町道父二峰参川線を接続する町道に編入し、一体管理とするため、終点の位  
置を変更し、1,251.9メートル延長するものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第47号「町道東古味線の変更について」

町道東古味線を国道494号の改良工事に伴い、起終点の位置を変更し、3  
96.9メートル延長するものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引き取りください。  
委員長の報告は終わりました。  
これより、質疑、討論、採決につきましては、1件ずつ行います。  
議案第46号「町道父二峰参川線の変更について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「町道父二峰参川線の変更について」は、委員長  
の報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第47号「町道東古味線の変更について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第47号「町道東古味線の変更について」は、委員長の報  
告のとおり可決いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。 (午後2時01分)

(休 憩)

議 長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後2時12分)

議長 お諮りします。  
お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程を追加して議題とすることに決定をいたしました。

議長 追加日程第1、報告第1号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分  
の報告について」を議題とします。  
専決処分の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議長 報告が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
以上で、報告第1号を終わります。

議長 追加日程第2、報告第2号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報  
告について」を議題とします。  
専決処分の報告を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき報告

議長 報告が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
以上で、報告第2号を終わります。

議長 追加日程第3、発議第1号「久万高原町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。  
趣旨説明を求めます。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
熊代議員、お引き取りください。

これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
発議第1号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、発議第1号「久万高原町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、提出者提案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第4、発議第2号「久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
熊代議員、お引き取りください。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
発議第2号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、発議第2号「久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、提出者提案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第5、議案第49号「久万町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 お伺いします。

7期では、5,900円から300円上がって6,200円でした。8期になって670円、倍近くの保険料が上がったと思うんですが、そのことの主たる原因について、説明をお願いします。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

今、質問にありました保険料の増額ということにつきましては、サービス等の利用増加による費用の増加と、高齢者人口の減少による費用の負担の増加によるものでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第49号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。



(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「久万町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長

追加日程第6、議案第50号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(2款1項目)

(3款1項目)

(3款2項目)

(4款1項目)

(6款1項目)

(7款1項目)

(8款4項目)

(8款5項目)

(10款1項目)

(10款5項目)

(10款6項目)

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第50号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第7、議案第51号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(2款1項目)

(3款1項目)

(4款2項目)

(7款1項目)

(10款1項目)

(10款2項目)

(10款5項目)

(10款6項目)

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第51号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第51号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第8、議案第52号「町道中津線の変更について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 町道にする前に、危険箇所等の改修を済ませてからというふうに聞いておりますが、危険箇所について、全ての改修は終わっておりますか。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 中野議員の質疑にお答えします。  
路面補修、立木の伐採等は既に完了しております。道路を横断している管渠の修繕については、特殊工法を採用しているため、設計施工に時間を要するため、年度内の完成が困難であるということで、令和3年度に施行すると、国のほうからは聞いております。

以上です。

議長 中野議員、よろしいですか。  
ほかに質疑ありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 昨日の説明でも、今までの経緯もお示しいただいて、そして今後の地元の方、あるいは町民の不安を解消するという含めてですね、今後の維持管理において、不安は与えないという御説明があったかと思いますが、今後も維持管理において、町の関係機関と連携を密にして、しっかり責任を持って対応していくということで、改めて町長が先頭に立って、町民に不安を与えないとする強いお考えを、この場でお示しいただければと思いますが、町長、お願いします。

議長 (河野町長を指名)

町長 昨日も申し上げましたけれども、このことに関しては、国の国交省の事業でございます。非常に気も使っていただいておりますし、中野議員あたりから指摘をいただいて以来、再度、危険がありはしないか。そのあたり、大渡ダム事務所、あるいは河川国道事務所に担当課が出向きまして、確認もいたしているところでございます。

今、議員からもお話がありましたように、最新の、最善の留意をはかっていると思っておりますし、これからも、昨日もお話申し上げましたように、一番下の川のところのモルタルについては、今のところ、問題はないであろうと、そういうふうなお話もいただいておりますが、しかし、今後においても、十分に、特に気をつけて見てまいりたいと、そんなお話もいただいたところでございますし、また、私ども、町道移管に関しては、新しいトンネル、本当に好評でございまして、柳谷地域は無論でございますけれども、久万高原町、あるいは愛媛県とつなぐ大事な高知との道路でございまして、大いに利用もいただきたいと思っておりますけれども。

一方で、払下げをいただきます町道につきましては、万全の、これからも安全を担保しながら、使用していく、あるいは何かありはしないかというところは、常に十分に、細心の注意を払って、万が一のことが起きないように、これからは私の責任として、しっかりと対応をしてまいりたいと思っております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員　　こういった大規模工事、大きな計画でございますけれども、当然、国、県あたりが長い年月をかけて、そしてまたその間、地元の関係者を含めてですね、それぞれの、様々な立場の方々のたゆまぬ御尽力のおかげによって、長い時間をかけて完成をしております。

その間の協議における、協議の足跡とか、それから確認事項といった存在は欠かせなものでございますが、こういったものが必要なときに、計画から現時点までの記録を、いつでも取り出せるよう、データ化、あるいは紙ベースで残すべきと考えておりますが、当然のことながら、対応されているのでしょうか、担当課にお伺いいたします。

議　　長　　（猪上建設課長を指名）

猪上課長　　岡部議員の質疑にお答えします。

今回の橘中津トンネルに関しましては、確認書のほうで、国と町とで確認書がございましたが、データ化はしておりません。ただ、岡部議員の言われますとおり、今回、道路が一般の道路より規模も大きく、しっかりとした議会の報告等も必要だったと思います。

今後、同じようなことを繰り返さないように、データ化とか、しっかり後で御報告できるようにしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議　　長　　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声）

議　　長　　質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

私は、反対の立場で討論させていただきます。

今回の町道の路線変更は、すなわち橋中津トンネルの開通に伴う国道33号線の町道認定の意味を持っていると認識しております。

その認識の下、反対理由として、第1点は、将来的に財政負担が増加するということです。これは、説明の必要もない現実ではございますが、今後の管理費等見込額についても、報告はございません。

第2点は、危険箇所等の改修の後、移管されるということでありましたが、先ほどの質疑でも確認されましたように、未改修の箇所はあるということです。

そこは急カーブの入口で、もし陥没が急に進行した場合には、大事故につながる場所でございます。町道に認定した後、改修が済む間、この間に事故が起きないとも限りません。今まで、私の家の近くでございますが、陥没していく様子を見ておりましたら、今、上乘りの舗装をしておりますが、いつ通行に支障を来すような陥没が起きるかも分かりません。そういう状況で陥没していったのを確認しております。

少なくとも、この改修が終了して、それから後の認定及び町道の変更にすべきではないかと考えております。

第3点、この路線の災害リスクの高さを回避するために、新しいトンネルがつけられたわけですから、移管される路線は、当然、高リスクの路線であります。そういったものを町有化することについては、地元住民、議会とも相談なりする機会を持つべきだったと考えますと、平成26年、31年と、国交省との協議の機会があったと認識しておりますが、公共工事の後の移管は、通例となっているのが現状でございますけれども、このような高リスクの案件については、相談する機会、これは大切だったということだと感じております。

第2点で申し上げた未回収の問題もあります。町民のためにも、リスクについては、本件に限らず、もっと敏感に反応すべきだと、行政に申し上げたい。

そういう意味でも、本件も見直しがもう少し必要でないかとは考えております。

以上、3点の理由により、今議会における案件の承認には反対させていただきます。

議員諸兄の町民の立場に立った御判断を仰ぎたいと申し添えまして、私の反対討論を終わります。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私は、中津トンネル開通による旧国道33号線の国道久万高原町道への移管に関する件について、賛成の立場で討論をさせていただきたいというふうに思っています。

この町道に関する橋防災については、愛媛県松山市から高知県の高知市を結ぶ国道33号線の中で、この管内きっての難箇所であった。高知、愛媛両県の期成同盟会が、長年にわたってこの危険個所を何とかしなければというようなことで、努力してきたところであります。

ですが、先ほども反対の御意見があったように、議会、町民と行政との連絡が少し遅れた。このことは、ひとつ大きな問題であるのかなというふうに思っています。

また、危険個所に長く住み続けておいでた地元の方にとって、あこがどれほど大変なところかということが、十分認識されておりますし、こういうことは、今後はなくしていただくように、こういった移管問題については、早く連絡を取って、お互いが理解さえしておれば、こういった案件につながることはなかったのかなというふうに思います。

ですが、先般、開通した中津トンネルを見てもらったら分かりますように、今までとは全く違う形で通行ができるようになった。素晴らしいことであるというふうに、私は思います。

これからの問題については、移管された後、災害あたりについて心配はされるわけではありますが、このことについては、小さな町で何とかできる問題ではない。町長が今、発言されたように、国交省が全てにおいて、全ての責任を負



っていただくことを心から願ひまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長 ほかにも討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これより、議案第52号「町道中津線の変更について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号「町道中津線の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願ひます。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。

したがって、議案第52号「町道中津線の変更について」は、原案のとおり、可決をされました。

議長 追加日程第9、議案第53号「動産の取得について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員　この件につきましては、1月に入札予定であったというふうにお聞きしております。いろいろ事情があって延びたと思うんですが、納入の時期的には、来年度を予定してたのかなとは思いますが、今回の動産の取得で遅れがなく納入することができるかできないのかだけをお聞きしたいと思います。

議　長　（辻本教育委員会事務局長を指名）

辻本局長　熊代議員の質疑にお答えをいたします。

遅れというのが、来年度というふうにお伺いしましたが、そういうことでよろしいのでしょうか。

来年度中には間違いなく導入できる予定でございます。

議　長　（熊代祐己議員を指名）

熊代議員　来年度中というのが、僕の認識では、1月の入札だったら、例えば4月とか、新学期に間に合うものかなという認識だったので、来年度中となったらちょっと、まだ今は令和3年4月9日2年度。3年度中じゃなくて、4月ぐらいには入るのかなという認識なんです。その部分だけ教えてください。

議　長　（辻本教育委員会事務局長を指名）

辻本局長　業者の聞き取り調査におきましては、3月までというのは、ちょっと厳しいというところはお伺いしております。

来年度のいつという時期につきましては、できるだけ早くという段階でしか分かっていない状況でございます。1学期中には何とかというところは、確認できております。

以上でございます。

議　長　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第53号「動産の取得について」は、原案のとおり可決を  
いたしました。

議長 追加日程第10、「議会会報特別委員会報告」を議題とします。  
本件について、議会会報特別委員会委員長の報告を求めます。

(大原貴明議会会報特別委員会委員長を指名)

大原委員長 それでは、議会会報特別委員会の活動について、報告をいたします。  
当委員会は、定例議会並びに臨時議会の内容につきまして、原則として、年  
4回議会だよりを編集、発行することによって、町民と議会との橋渡し役を担  
っております。

今議会の任期における委員については、令和2年10月より1名増員いたしましたが、4年間変更することなく、全7名での活動を行ってまいりました。

久万高原町議会の議会だよりは、議事の要約から、大まかなデザイン決定に至るまでの大部分を委員の手作りで行っております。

町民に親しまれる議会だよりを目指し、町村議会広報研修会に参加をしたり、他自治体の議会報の研究を行ったりなど、都度、改良を重ねてまいりました。

特に、第27号からは、議案質疑について、テーマに沿って質疑をまとめたり、また議決した議案によって、町民の生活がどのように変わるのかが、しっかりと伝わるような内容にしたりと、大幅なリニューアルを行いました。

町民から大きな関心を持たれる一般質問については、それまでは質問数などによって各議員の持ちスペースがまちまちであったものを、議員平等の観点から、1議員1ページとし、要約も、質問者自身が行うことを、議員全員協議会において、議員各位の御賛同を得て実行をいたしました。

これにより、見やすさや分かりやすさも格段に向上したものと思っております。

執筆に御協力いただいた議員各位に、この場をお借りして感謝申し上げます。

この4年間で議会ホームページにおいて、各議会の議事録公開が始まるなど、議会の情報公開も徐々に進んできておりますが、今後とも議会だよりが町民と議会との橋渡し役として親しまれていくことを期待して、議会会報特別委員会の報告といたします。

議長 以上で、議会会報特別委員会報告を終わります。

議長 追加日程第11、ICTでまちづくり特別委員会報告を議題とします。  
本件について、ICTでまちづくり特別委員会委員長の報告を求めます。

(瀧野 志 ICTでまちづくり特別委員会委員長を指名)

瀧野委員長 議会が解散することになりまして、ICTでまちづくり特別委員会の報告をさせていただきたいというふうに思います。

久万高原町では、平成21年に、その前に、旧久万管内には、NTTが整備したDSL、それから21年に1億6,500万で久万高原町が整備したリッチDSLがございました。

その後、四国管内の市町村において、本局、久万高原町であれば0892局に、光回線が整備されていないのは久万高原町だけというようなことで、行政と議会が一体となって、このことに取り組んできたわけであります。

当初は、総額が24億円かかるというようなことで、町長も投資対効果がどうのと、いろいろな悩みがあったようではありますが、我々議会も一体となって、村上代議士を訪ね、そして総務省と相談し、念願の光回線が整備できるところまで来たというのが、御案内のとおりであろうかというふうに思います。

また、行政と議会一体となってNTTと交渉をした結果、整備費が11億円になったと。11億円の債務負担行為については議会も認めまして、それまでに整備された他町においては、公設民営。整備した後の全ての責任は町が負うということでありましたが、遅れた効果といいますか、遅れたおかげで民設民営。イニシャルコストは町が全て見るが、後のバージョンアップその他の経費については、全てNTTさんが見ていただく。県下でも画期的な取組であったんではないのかなというふうに思っておるところであります。

また、整備につきましては、債務負担行為を認めましたが、予算については、整備期間を3年ということで、1年目は4億、2年目は4億、3年目に3億というような予算も組み込むことになりました。

最初の計画は11億でありましたが、実施設計をした結果、10億8,000万円になったものでございます。

町では、光回線の整備には、どうしても専門家が必要ということでございまして、四国通信整備局から、今おいでになる田村室長さんにお越しをいただきました。

室長さんにおかれましては、LPWA、携帯電話が届かないところでも、僅かな電波で救急時の人命救助に貢献できる通信の制御をし、危険な仕事である林業従事者の命を守る取組に、田村さんが提案されたこの事業が絶賛をされたわけであります。

また、地域の光回線をWi-Fiに変更することによりまして、10億8,

900万円の、まだ7,600万円経費を浮かしていただくことができました。

このことによって、リーチDSLの範囲内とっておりましたが、それ以上に整備ができるようになった。これも本当に田村さんのおかげかなというふうに思います。

私は途中でいろいろ申し上げましたが、この場で田村さんに心から感謝を申し上げたいなというふうに思います。

光回線の整備の進む中でございまして、町内でもサテライトオフィスが1社でき、町内の雇用の場となっているのは、御案内のとおりであります。少子高齢化の中、町内人口が極端に減少しており、町内の各事業にしましても、衰退の一途をたどっております。コロナ収束の後も、経済的な立て直しは本当に大変だというふうに思われます。世の中、ますます多様化の時代を迎える中、町外の企業とのパートナーシップによってもうかる企業展開を模索していく必要があるというふうに思います。

若者の起業を促し、世代交代をした事業者への支援もしっかりとすべきというふうに考えております。

若者の定着できるまちづくりを今しないと、さらなる衰退を招くというふうに思います。

以前からAI（人工知能）が、この先、人の仕事の50%以上を取ってしまうのではないかと、本当に心配されております。コロナ後の時代を先取りして、安心・安全が求められている今こそ、自然豊かな久万高原町の出番というふうに思っております。

Iターン、Uターンを推進し、町を挙げてICTによるまちづくり、スマートシティの推進を提案をいたしまして、ICTまちづくり特別委員会の報告とさせていただきます。

議 長 以上で、ICTでまちづくり特別委員会報告を終わります。

議 長 お諮りします。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。 (午後 3 時 0 5 分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

このたびは 3 月議会、大変お世話になりました。

令和 2 年度を締めくくる補正予算、お認めをいただきましたし、また、いよいよ令和 3 年度が始まってまいります。コロナの対応はもちろん、この後、ワクチンの接種、スムーズに接種ができるように努めてまいりますけれども、それ以前に、ほどなく参るであろうアフターコロナの影響をたくさん受けております中ではありますけれども、その中で経済の活性化、また人口減少、社会にしっかりと対応をしていきたい、その思いをのせた令和 3 年度の予算を上程をさせていただきましたけれども、それぞれお認めをいただきまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。

皆様方の期待に応えられるように、ダイナミックに活動をしてまいりたいと思いますから、どうぞ今後とも御指導のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

さて、いよいよ令和 2 年度、あともう少しでございます。4 月になりましたら、御案内のように、町議会議員の改選時期となっております。立候補される方々には御苦勞多いと思っておりますけれども、所期の目的を達成されますように、心から御健闘をお祈り申し上げますし、また、存分の御活躍もいただきました。名残は尽きませんが、聞き及びますに、勇退を表明をされております中川武志議員、中野克仁議員、川崎勝弘議員、そして天野辰晴議員、4 人の議員の皆様方には、本当に御活躍をいただいて、町民に寄り添っての温か

いお心に、この場をお借りして心からお礼を申し上げたいと思っております。

どうぞ今後とも健康に留意をいただき、高所から、また私どもに御指導をいただけますように、伏してお願いを申し上げ、心から御慰労申し上げたいと思っております。

それから、庁内のことになりましたけれども、先ほど、ICTでのまちづくり特別委員会の瀧野委員長からおほめもございましたけれども、総務省から出向をいただいております田村裕子さん、総務省のほうにお帰りにならなければなりませんけれども、町長としても、本当に心強い限りでございました。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思っております。大変お世話になりました。

また、後ろに座っておりますけれども、県のほうから、総務課の秘書政策班として、班長として菊地亮介氏に赴任をいただきました。

町政全般、特に県とのやりとり、そのパイプ役を果たしていただきましたし、また、ふるさと納税等々につきましても、様々なアイデアを頂いて、ふるさと納税が少しかさ上げできた、本当にありがたいと思っているところでございます。

菊地氏も2年の活躍を経て、県庁のほうにお帰りのようでございますが、本当にこの場をお借りしてお礼を申し上げたいというふうに思っております。

それでは、いよいよよい季節を迎えます。どうぞ議員の皆様方には健康に十分留意をいただき、今後とも元気で御活躍をいただきますように心から念じ、本議会のお礼の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

大変、皆様お世話になりました。ありがとうございました。

議長 閉会に当たり、閉会の御挨拶を申し上げます。

2年間にわたり、皆さんに大変お世話になりました。拙い議長職で、皆さんに多々御心配やら御迷惑をおかけしたこと、心からおわびすると同時に、感謝を申し上げたいと、このように思います。

この1年は、誠にコロナ、コロナで振り回された1年でありました。しかし、何らかの形の手を打ったおかげで、コロナ収束の方向に向かいつつあります。

私たちは、収束した後の久万高原町の在り方というものは、行政と議会がタ



ッグを組んで、新しい道を見つけねばなりません。

昔から温故知新という言葉があります。これは、古きをたずねて新しきを知るということではありますが、コロナ後は人心も経済も疲弊しておりますから、相当違った形の状況は生まれてくるであろうし、生まれなければなりません。その中には、何をしたらいいのかと考えるときに、この温故知新が生きてまいります。

やはり先人たちがもろもろ苦勞したことの、そして出来上がったことを思い起こすときに、それを糧として、将来への足がかりにしてほしい。そのための温故知新であればありがたいなど、このように思います。

皆さんは御存じかもしれませんが、アフリカの大西洋側に、モーリタニアという国があります。これは、90%が砂漠です。その砂漠の中で牧畜をしながら、貧しい生活をして、遊牧民が生活しております。

その人たちが、今、非常に豊かな生活をしておるんですね。何か。これは1970年代ぐらいに、日本人（中村正明さん）が派遣されまして、何を教えたか。タコ漁をしてタコ。あのタコを、タコつぼを使って捕る方法を教えたんです。

最初は、何てばかなど。そして、タコは、私たち日本人は好きですけども、外国人は非常に気色悪がる人が多いんですね。大体、スペインとかイタリアあたりは食べますけれども、あとは日本人ぐらいです。それが、地元では奇怪な魚類として取りざたされておりますけれども、中村さんが行かれて、タコつぼ漁を教えました。そして今、3万人以上の方が、漁業に携わっておられます。10万余りほどの年収しかなかった人たちが、今、10倍の収入を得て、ある程度の豊かな生活をしておるということを聞いております。

これはまさしく、私たち日本人が考えますと、あのタコつぼ漁は相当古い年代を経て、今日に続いております。温故知新であります。いにしえのものは、何かいいものがあるということを考えましたときに、これを生かして、次のコロナ禍の後の町の活性化のために、そして人々が明るく豊かになるために、何かを考えるときに、この温故知新を、ひとつ活用していただきたい、このように思います。

2年間にわたり、本当に皆さんに御協力いろいろいただきまして、議長職を

こういう形で全うできましたことに心から感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、令和3年第2回久万高原町議会定例会を閉会いたします。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員